

いつもお世話になっております。

秋も深まり、冷え込んで参りました。
お風邪など召されませぬようお願い申し上げます。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

～トピックス～

1. 令和2年分から本格化 年末調整手続きの電子化
2. 税務カレンダー（2020年11月の税務）
3. 令和2年7月から開始 自筆証書遺言書保管制度
4. 中小企業における働き方改革への対応
5. お客様は未来を買う



令和2年分から本格化 年末調整手続きの電子化

所得税の確定申告や消費税、法人税、法定調書に
続き、年末調整についても電子化が進んでいます。

◆年末調整手続きの電子化とは

従来、年末調整では各種控除証明書を書面で収集し、各種の年末調整申告書を書面で作成するケースがほとんどでした。令和2年10月以降は、これらの各種控除証明書や各種年末調整申告書を電子データでやり取りし、これらを電子データのまま保存することも可能となります。これにより、手書きによる書類の作成や書類への押印も不要となり、書類保管コストも削減することができます。

◆勤務先（給与の支払者）の準備

(1)電子化の方法の検討

年末調整の電子化は義務ではありませんので、従来の方法によることもできます。また、会社の都合にあわせて部分的に電子化していくことも可能です。

(2)従業員への周知

年末調整のデータを提出する従業員にも事前準備が必要となりますので、電子化する際には、早めに従業員に周知する必要があります。

(3)給与システム等の改修

電子データを受け入れるには、現在のシステムの改修等が必要となるケースが多くなります。ソフトウェア会社や依頼している税理士事務所等へお問い合わせ下さい。

(4)税務署への届出

従業員から年末調整申告書を電子データで提供を受けるためには、所轄税務署長に「電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

◆従業員（給与所得者）の準備

(1)年末調整申告書作成用のソフトウェアの取得

どの種類のソフトを利用するかは、勤務先の指示に従います。国税庁が無償で提供するソフトウェアは、10月頃リリースの予定です。

(2)控除証明書等データの取得

保険会社等から控除証明書データを取得します。マイナポータル連携を利用して一括取得する方法もあります。



2020年11月の税務

11/10

●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11/16

●所得税の予定納税額の減額申請

11/30

●所得税の予定納税額の納付(第2期分)

●特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

●9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税> (半期分)

●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

○個人事業税の納付(第2期分) (11月中において都道府県の条例で定める日)

令和2年7月から開始 自筆証書遺言書保管制度

法務局が自筆証書遺言書を保管してくれるサービスが令和2年7月10日から開始しました。

◆公正証書遺言と自筆証書遺言 公正証書遺言は、遺言者が公証人に内容を伝えて、その内容をもとに公証人が公正証書として遺言書を作成します。2名以上の証人が立ち会う必要もあります。費用や手間がかかりますが、公証人が内容の法的有効性をチェックしてくれたり、原本を公証役場で厳重に保管してもらえたりするメリットがあります。

自筆証書遺言は、遺言者本人が遺言書を自書することにより作成します。

一人で手軽に作成することができ、費用もかかりません。

ただし、相続開始後に家庭裁判所の検認が必要となります。

また、遺言者本人の死亡後、遺言書の紛失等により相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により隠匿や改ざんが行われたりするリスクもあります。

◆自筆証書遺言書保管制度のメリット

この制度を利用して、自筆証書遺言書を法務局に保管してもらうことにより、遺言書の紛失・隠匿・改ざんといったリスクを回避することができ、あわせて家庭裁判所の検認も不要となります。遺言者は、法務局に遺言書を預けた後も、預けた遺言書を閲覧したり、保管の申請を撤回したりすることができます。また、相続人等は相続が開始した後であれば、遺言書が預けられているかを確認したり、遺言書を閲覧したり、遺言書の内容の証明書を取得したりすることができます。

◆注意点

法務局に保管してもらう際、法務局の職員の方が自筆証書遺言の方式について外形的な確認はしてくれますが、遺言の内容について相談に応じたり、遺言内容の法的有効性について保証してくれたりするものではありません。

また、この制度の手続はそれぞれ各種確認や手続の処理に時間を要するため、全ての手続について法務局に予約が必要となっています。

この制度を利用する際には、司法書士さんや弁護士さんにも相談されることをお勧めします。

中小企業における働き方改革への対応

中小企業においては人手不足の解消に向けて魅力的な職場づくりが求められています。

政府は2019年4月1日より「働き方改革関連法」を順次施行しており、全ての企業に対して労働環境の整備を促しています。以下では中小企業における「働き方改革関連法」のスケジュールについてみていきましょう。



Work Life Balance

まず2019年4月1日より大企業、中小企業ともに、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者について、使用者が毎年5日年次有給休暇を確実に取得させることが義務付けられました。

時間外労働の上限規制については大企業では2019年4月1日からスタートしましたが、中小企業においても2020年4月1日から、時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定することが義務付けられました。

大企業では、2020年4月1日から、同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差が禁止される「同一労働同一賃金（パートタイム・有期雇用労働法）」が適用されましたが、中小企業においても2021年4月1日から適用されることになります。

また、大企業で既に施行されている割増し賃金率の引上げについては、中小企業においても2023年の4月1日から、適用猶予措置が廃止され、月60時間を超える時間外労働について、割増し賃金率を50%以上とすることが義務付けられることとなります。このように中小企業においても「働き方改革関連法」が順次適用されることとなるのです。



では、働き方改革への対応に向けて中小企業では具体的にどのような取組みが行われているのでしょうか。そこで『中小企業白書2020年版』において、働き方改革の取組事例として紹介されたライオンパワー株式会社（本社：石川県小松市）の事例についてみていきましょう。

ライオンパワー株式会社は、各種FA・LAロボットシステムなどの開発、製造を行う企業です。

かつて同社では月ごとの残業時間や年間累計残業時間、有給休暇取得日数が確認しづらく、従業員自身も管理できていない状況でした。こうした状況を受け、働き方改革関連法の残業時間の上限規制や年次有給取得の義務化にも対応すべく、早めの準備に着手することとしました。

具体的には残業時間が少ない人に高いポイントを付与する形で残業時間をポイント化し、トータルポイント数を賞与に反映させる評価制度を導入しました。一方で、業務量の多い従業員等が不利にならないよう、賞与の評価においては業務難易度や業務量などを社長と部門長で確認し調整しています。

また、日々の残業時間と月ごとの累計残業時間をネットワークで従業員自身が確認できるようにするとともに、年間3日間を計画有給取得日と定め（残り2日は個別に取得）、有給休暇消化日数も確認できるようにしました。

これらの取組みを通して残業時間が大幅に減少しました。また、会社全体の計画有給取得日を決めることで、管理部門の管理コスト軽減を図ることができました。さらに残業時間のポイント制導入により、残業が減る一方で賞与が増額となり、従業員の働き方への意識を高めることにつながりました。

このように働き方改革への対応を契機としてさまざまな効果がみられるのです。

漆畑邦裕税理士事務所

〒420-0868

静岡県静岡市葵区宮ヶ崎町85-7

TEL : 054-252-9303 FAX : 054-270-6692 E-Mail : uk21-accounting@rondo.ocn.ne.jp
事務所HP : <http://shizuoka-zeirishi.com/>